

敦賀市公告第 5 2 号

敦賀市新産業団地適地調査業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

敦賀市長 米 澤 光 治

1 業務名

敦賀市新産業団地適地調査業務

2 業務内容

別添、敦賀市新産業団地適地調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 業務履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

4 提案上限額

1 7, 9 5 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1

47号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

(9) 建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」並びに「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす者。

ア 敦賀市測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有する者。

イ 敦賀市測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有していない者で、過去5年間に国又は地方自治体と建設コンサルタント業務の契約実績を有する者。

6 募集要項及び仕様書

別添、敦賀市新産業団地適地調査業務委託公募型プロポーザル募集要項及び仕様書のとおり

7 募集要項等の配布期間等

(1) 配布期間 令和6年12月26日（木）から令和7年2月10日（月）まで。

ただし、10に掲げる配布場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（ただし、敦賀市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる休日（以下、「休日」という。）を除く

(2) 配布方法 10に掲げる配布場所で配布する。また、市ホームページにおいても公開する。

8 企画提案書類の受付期間及び提出方法等

(1) 受付期間 令和6年12月26日（木）から令和7年2月10日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、休日を除く。）

(2) 提出方法 持参又は郵送により10に掲げる担当課に提出すること。郵送の場合は令和7年2月10日（月）午後5時までの必着とする。

(3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

なお、企画案は一者につき1案に限る。

提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

9 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年12月26日（木）午前8時30分から令和7年1月16日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 10に掲げるEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 回答は、市ホームページに掲載するとともに、令和7年2月10日（月）午後5時まで、担当課において閲覧することができる。
なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

10 募集要項等の配布場所、連絡先、問い合わせ先及び企画提案書類の提出先

- (1) 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- (2) T E L 0770-22-8122
- (3) F A X 0770-22-8184
- (4) Eメール syoukou@ton21.ne.jp

11 その他

この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は、別添、敦賀市新産業団地適地調査業務委託公募型プロポーザル募集要項による。